

大田区立矢口東小学校私的端末の使用に関する学校ルール

大田区教育委員会指導課

- 1 私用のスマートフォン、携帯電話、タブレットなど、通信機能のある私的端末（以下、私的端末という）は、教室等に持ち込まない。
私的端末は教職員が事務作業を行う教員室に保管すること。
- 2 教育活動で写真や動画を撮影する場合は、原則として学校が管理するカメラを使用する。
- 3 私的端末で写真や動画を撮影してはならない。
ただし、校外学習等で学校のカメラを使用できず、やむを得ず私的端末で撮影する必要がある場合は、事前に引率する管理職へ申し出て、撮影の目的・対象・使用方法について許可を得る。撮影後は速やかに管理職へ報告し、管理職は撮影した写真や動画の内容を確認する。
- 4 撮影する前に、撮影者は児童等に「何のために撮影するのか」「どのように使用するのか」を分かりやすく伝える。撮影を望まない児童等がいる場合は、その意思を尊重し、写らないように配慮する。
- 5 撮影した写真や動画は、使用後すぐに校内の指定された共有場所へ保存する。保存が完了したら、撮影に使用した端末から速やかに削除し、端末内に児童等の写真や動画を残さない。

全教職員は以上のルールを必ず守り、児童等の個人情報と安心・安全を守ります。

令和 8 年 8 月 28 日 大田区立矢口東小学校